

鳥取県告示第213号

平成10年鳥取県告示第589号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前																				
<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 指定する地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>市町村</th> <th>地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			地区名	市町村	地区の区域				<p>鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）第9条第1項の規定に基づき、環境美化促進地区を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。</p> <p>その区域を表示した図面は、鳥取県生活環境部循環型社会推進課、各総合事務所並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>(1) 指定する地区</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区名</th> <th>市町村</th> <th>地区の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市 榑谿公園地区</td> <td>鳥取市</td> <td>1 榑谿公園の一部 2 県道榑谿神社線の次の区間 起点 榑谿神社入口 終点 鳥取市上町92地先</td> </tr> <tr> <td>鳥取市 鳥取砂丘地区</td> <td>鳥取市</td> <td>1 鳥取市浜坂字東浜の一部（鳥取砂丘文芸広場の区域） 2 鳥取市浜坂字柳茶屋の一部（柳茶屋キャンプ場及びサイクリングターミナル砂丘の家周辺の区域） 3 市道浜坂二号線の次の区域 起点 県道湯山鳥取線 終点 鳥取市浜坂字東浜 1390 268</td> </tr> <tr> <td>鳥取市 久松公園地区</td> <td>鳥取市</td> <td>1 久松公園の一部 2 市道山の手通りの次の区間 起点 鳥取市東町二丁目 201地先 終点 鳥取市東町三丁目 301地先</td> </tr> </tbody> </table>			地区名	市町村	地区の区域	鳥取市 榑谿公園地区	鳥取市	1 榑谿公園の一部 2 県道榑谿神社線の次の区間 起点 榑谿神社入口 終点 鳥取市上町92地先	鳥取市 鳥取砂丘地区	鳥取市	1 鳥取市浜坂字東浜の一部（鳥取砂丘文芸広場の区域） 2 鳥取市浜坂字柳茶屋の一部（柳茶屋キャンプ場及びサイクリングターミナル砂丘の家周辺の区域） 3 市道浜坂二号線の次の区域 起点 県道湯山鳥取線 終点 鳥取市浜坂字東浜 1390 268	鳥取市 久松公園地区	鳥取市	1 久松公園の一部 2 市道山の手通りの次の区間 起点 鳥取市東町二丁目 201地先 終点 鳥取市東町三丁目 301地先
地区名	市町村	地区の区域																					
地区名	市町村	地区の区域																					
鳥取市 榑谿公園地区	鳥取市	1 榑谿公園の一部 2 県道榑谿神社線の次の区間 起点 榑谿神社入口 終点 鳥取市上町92地先																					
鳥取市 鳥取砂丘地区	鳥取市	1 鳥取市浜坂字東浜の一部（鳥取砂丘文芸広場の区域） 2 鳥取市浜坂字柳茶屋の一部（柳茶屋キャンプ場及びサイクリングターミナル砂丘の家周辺の区域） 3 市道浜坂二号線の次の区域 起点 県道湯山鳥取線 終点 鳥取市浜坂字東浜 1390 268																					
鳥取市 久松公園地区	鳥取市	1 久松公園の一部 2 市道山の手通りの次の区間 起点 鳥取市東町二丁目 201地先 終点 鳥取市東町三丁目 301地先																					

				鳥取市白 兔海岸地 区	鳥取市	<p>1 国道9号の次の区間 起点 鳥取市伏野字砂浜 2258 終点 白兔トンネル東側 入口</p> <p>2 市道白兔1号線の次の 区間 起点 白兔トンネル東側 入口 終点 鳥取市小沢見字長 田尻577 11</p> <p>3 市道白兔2号線の次の 区間 起点 鳥取市白兔字白浜 688 1地先 終点 鳥取市白兔字杖突 911 1</p> <p>4 1の北側5メートルの 区域</p> <p>5 1、3及び内海川に囲 まれた区域</p> <p>6 ハマナス自生南限地帯</p>
				鳥取市岩 戸地区	鳥取市	<p>1 県道鳥取砂丘細川線の 次の区間 起点 鳥取市福部町細川 726 630 終点 市道岩戸港線</p> <p>2 市道岩戸港線の全線</p> <p>3 市道細川岩戸線の次の 区間 起点 市道岩戸港線 終点 鳥取市福部町岩戸 124 24地先</p> <p>4 岩戸漁港臨港道路の全 線</p> <p>5 鳥取市福部町岩戸124 24地先(いさりび広場及 び夢シップ広場周辺の区 域)</p>
				鳥取市河 原中央公 園地区	鳥取市	<p>1 市道河原谷一木線の次 の区間 起点 県道郡家鹿野気高 線 終点 河原中央公園進入 路</p>

					2 鳥取市河原町谷一木及び河原町渡一木の一部(河原中央公園の区域)	
	鳥取市用瀬町市道屋住佐治線地区	鳥取市		1 市道屋住佐治線の全線 2 1に接する展望駐車場及び待避所		
	鳥取市市道佐治用瀬線地区	鳥取市		1 市道佐治用瀬線の全線 2 1に接する待避所		
	鳥取市鹿野町健康と福祉の里地区	鳥取市		1 鳥取市鹿野町今市の一部(健康と福祉の里の区域) 2 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447 10地先(河内川河川公園の区域) 3 県道郡家鹿野気高線の次の区間 起点 鳥取市鹿野町鹿野字大工町尻2447 10地先 終点 鳥取市鹿野町今市字大立642 3地先		
	鳥取市青谷町鳴り砂の浜・長尾岬地区	鳥取市		1 国道9号の次の区間 起点 平成16年11月1日市町村合併前の気高町との境界 終点 湯梨浜町との境界 2 1の北側の区域		
岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	岩美町		1 県道大羽尾小羽尾線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字大羽尾193地先 終点 国道178号 2 国道178号の次の区間 起点 県道大羽尾小羽尾線 終点 岩美郡岩美町大字小羽尾42 2地先 起点 岩美郡岩美町大字陸上999 3地先 終点 兵庫県との県境 3 町道陸上中央線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字	岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	岩美町	1 県道大羽尾小羽尾線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字大羽尾193地先 終点 国道178号 2 国道178号の次の区間 起点 県道大羽尾小羽尾線 終点 岩美郡岩美町大字小羽尾42 2地先 起点 岩美郡岩美町大字陸上999 3地先 終点 兵庫県との県境 3 町道陸上中央線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字

	小羽尾42 2地先 終点 岩美郡岩美町大字 陸上999 3地先 4 2及び3に接する展望 駐車場
略	
(2) 略	

	小羽尾42 2地先 終点 岩美郡岩美町大字 陸上999 3地先 4 2及び3に接する展望 駐車場
略	
(2) 略	